

宛先：全登録確認機関

発出日：2022年1月18日

件名：【重要】事業復活支援金における登録確認機関としての継続可否の確認について（御依頼）

登録確認機関 ご担当者様

お世話になっております。月次支援金・事業復活支援金事務局です。

これまで月次支援金における登録確認機関として申請希望者の事前確認の実施にご協力賜りまして誠にありがとうございます。

この度、中小企業庁では、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、大きな影響を受け、自らの事業判断によらずに売上が大きく減少している中小法人等・個人事業者等に、事業復活支援金を給付する事業を行うこととなりました。

事業復活支援金では、月次支援金と同様に、申請希望者が不正受給や給付対象を誤って理解したまま申請してしまうことへの対応として、登録確認機関による事前確認を行うこととしています。

月次支援金の登録確認機関として登録されている皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援のため、引き続き、事業復活支援金での事前確認にもご協力を賜りたく考えております。

以下に事業復活支援金の制度概要や事前確認の詳細、継続可否の確認について、ご案内いたしますので、必要に応じてご対応いただけますようお願い申し上げます。

（注意）

下記「2. 登録確認機関としての登録継続を辞退するか意思確認」に記載のとおり、1月23日（日）までに辞退申出がない限り、事務局で適格性を改めて確認した上で、事業復活支援金の登録確認機関として継続登録を行います。

1. 事業復活支援金の制度概要、事前確認への協力依頼・事前確認マニュアル等のご確認

事業復活支援金の制度概要、本事業における事前確認への協力依頼・事前確認マニュアル等が経済産業省のホームページにて公開されておりますので、内容をご確認ください。

★制度概要について：https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/pdf/summary.pdf

★事前確認の協力依頼等：https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/jizen.html

2. 登録確認機関としての登録継続を辞退するかの意思確認

事業復活支援金で登録確認機関としての登録を継続するかをご検討いただき、“継続を辞退される場合に限り”、マイページの「登録確認機関辞退のお申し出用フォーム」から1月23日（日）24:00までに辞退のお申し出を行って下さい。

継続を希望する場合は、自動的に登録継続するため、特段の手続きはありません。なお、その場合も、改めて事務局で登録確認機関としての適格性を確認した上で登録を行います。

★マイページ：<https://confirmation.ichijishienkin.go.jp/login>

3. 登録確認機関としての登録情報の修正

登録を継続される場合、事務局への連絡窓口及び事業復活支援金事務局ホームページにて公開される登録確認機関の情報は、月次支援金の登録済みの情報が引き継がれます。事業復活支援金の開始にあたり、登録済みの情報を修正される場合はマイページの「登録確認機関の登録情報修正フォーム」から1月23日（日）24:00までに修正をご依頼してください。修正のご依頼は今後も継続してマイページから行うことができますが、期限後のご依頼に関しては事前確認の受付開始となる1月27日以降の反映となります。

★登録確認機関の検索画面（月次支援金からURLの変更はありません）：
<https://reservation.ichijishienkin.go.jp/third-organ-search>

4. 迷惑メール防止機能、ドメイン指定の設定

事業復活支援金事務局のメールは「@jigyofukkatsu.go.jp」のドメインから各登録確認機関宛に送信いたします。セキュリティ設定及び迷惑メール対策等にてドメイン指定受信を設定されている場合は @jigyofukkatsu.go.jp からのメールも受信できるように設定をお願い致します。

■お問合せ

登録確認機関専用のコールセンター

TEL：0120-886-140（フリーダイヤル） ※携帯電話からも電話可能

IP 電話等からのお問い合わせ先：03-4335-7475（通話料がかかります）

※相談窓口の受付時間：8:30～19:00（土日、祝日含む全日対応）

※電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめの上、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

※ このメールは、登録メールアドレス宛てに自動的に送信されています。

※ このメールは、送信専用メールアドレスから配信されています。ご返信いただいてもお答えすることができませんので、ご了承ください。

月次支援金事務局(<https://ichijishienkin.go.jp/>)

中小企業庁 月次支援金事務事業

事業復活支援金事務局(<https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/>)

中小企業庁 事業復活支援金事務事業
